

2019年10月2日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明 様

原子力民間規制委員会・東京
代表 岩田俊雄
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-6-2
ダイナミックビル5F
E-mail mkiseii.t@gmail.com

福島第一原発事故加害企業東京電力への質問書

9月4日に出した当方・原子力民間規制委員会・東京の質問書への回答は、指定の9月24日(水)までに貴社からありませんでした。この対応は大変残念です。

先般9月19日の東京地裁の東電旧経営陣への強制起訴判決は、まことに不当なものです。

この判決の中で、「事故前の法規制は、絶対的な安全確保を前提としていない。3人に刑事責任は問えない。」(判決の骨子)としています。しかし、現在の法規制も絶対安全は保障していないと明言しています。問題を先送りにし、必要な対策を実施しなくても「間に合わなかった」と言い訳すれば責任を問われない。というのは企業倫理・企業責任の欠如としか言えません。

この判決を容認するわけにはいきません。

原子力民間規制委員会は、原発を稼働させるなら、絶対的安全に限りなく近付ける為の対策を(いくら費用がかかっても)しなければいけない。と各電力会社に勧告しています。

今回の「特定重大事故等対処施設」も、原発の安全性向上のために必要なものとして、原子力民間規制委員会が地震対策も含め電力会社に設置を勧告した設備そのものです。

○質問

1. 貴社の事故等に対する責任の取り方についてどのように規定していますか。
2. 「特定重大事故等対処施設」の設置工事についての貴社の基本計画をお知らせください。
貴社の柏崎刈羽原発についての対策は、現在どう取り組んでいますか。

福島第一原発事故の収束のめどもつかず、先の見通しもままならず、福島放射線量もまだまだ高いままなのに、被害者への補償は次々と切り捨てようとする政府と東京電力の対応は許されるものではありません。

貴社は原発再稼働計画を中止し、福島の本当の復興に全力を投じるべきです。

東電行動憲章にある「いかなる差別も行わず」の原則にのっとり、民間規制委員会への回答拒否を撤回し、質問書への回答を10月24日(水)までに、Eメールで送ってください。

以上